津奈木町空き家バンク設置要綱

（趣旨）

第１条 津奈木町における空き家の有効活用を通して、津奈木町と都市等住民の交流拡

大及び定住促進による地域の活性化を図るため、津奈木町空き家バンクを設置する。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

(１) 津奈木町空き家バンク 津奈木町内に存する空き家（空き家となる予定のものを含む。以下「空き家」という。）の登録及び利用希望者に関する登録を通して、空き家登録者及び空き家利用希望・登録者に対して斡旋を行うシステムをいう。

(２) 利用希望者 津奈木町への定住等を目的として空き家の利用を希望する者

(３) 利用登録者 第７条第３項の規定による登録の通知を受けた利用希望者

(４) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売却若しくは賃借を行うことができる権利を有する者

(５) 申込者 津奈木町空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等

(６) 空き家登録者 第４条第３項の規定による登録の通知を受けた申込者

(７) 斡旋 空き家及び空き家利用希望登録者に関する情報で、空き家登録者又は利用登録者に対して有用なものを供することをいう。

（適用上の注意）

第３条 この要綱は、津奈木町空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

（空き家の登録申込等）

第４条 申込者は、津奈木町空き家バンク登録申込書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

２ 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、当該空き家の現地調査を行い、適当と認められる場合は津奈木町空き家バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

1. 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの

（２）その他町長が空き家台帳への登録が適当でないと認めるもの

３ 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に津奈木町空き家バンク登録完了通知書（様式第２号）により通知するものとする。

４ 町長は、第２項の規定による登録をしていない空き家で、津奈木町空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同バンクへの登録を勧めることができる。

（空き家に係る登録事項の変更の届出）

第５条 空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なく津奈木町空き家バンク登録事項変更届出書（様式第３号）により、その旨を町長に届け出なければならない。

（空き家台帳の登録の抹消）

第６条 町長は、当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき、又は津奈木町空き家バンク登録抹消届出書（様式第４号）により空き家台帳の登録抹消の届出があったときは、当該空き家台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該空き家登録者に通知するものとする。

（空き家利用希望の登録の申込み等）

第７条 利用希望者は、津奈木町空き家バンク利用希望者登録申込書（様式第５号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

２ 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、利用希望者が次の各号のいずれかに該当していると認められる場合は、空き家利用希望者登録台帳（以下「利用希望者台帳」という。）に登録するものとする。

(１) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与しようとする者

(２) 空き家に定住し、又は定期的に滞在して、津奈木町の自然環境、生活文化に対する理解を深め、よき地域住民として生活しようとする者

(３) その他、町長が適当と認めた者

３ 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該利用希望者に通知するものとする。

４ 町長は、利用希望者が第２項各号に該当しないと認められる場合又は第９条第２号から第４号までの規定に該当すると認められる場合は、利用希望者台帳に登録しないものとし、その旨を当該利用希望者に通知するものとする。

（利用登録者に係る登録事項の変更の届出）

第８条 利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

（利用希望者台帳の登録の抹消）

第９条　町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用希望者台帳の登録を抹消するとともに、その旨を当該利用登録者に通知するものとする。

(１)空き家の利用の目的等が第７条第２項各号の規定に該当しないこととなったとき

(２)空き家の利用が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織の利益になるおそれがあると認められたとき

(３)前号に掲げる場合のほか、空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき

(４)申込内容に虚偽があったとき

(５)利用希望者台帳の登録抹消の届出があったとき

(６)その他町長が適当でないと認めたとき

（斡旋等）

第１０条 町長は、必要に応じて、空き家登録者及び利用登録者に対して、空き家台帳及び利用希望者台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

２　 町長は、空き家登録者及び利用登録者が行う空き家に関する交渉並びに売買契約及び賃貸契約については、直接これに関与しない。

（その他）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。